

シンガポール日本人学校中学部PTA四役役員・選挙管理委員長選挙に関する内規

PTA四役とは、PTA会長・副会長・書記・会計の総称である。

第1条 PTA四役役員・選挙管理委員長選挙に伴い派生する必要な事務処理、および選挙管理を行うために選挙管理委員会を設けるものとする。

第2条 選挙管理委員会は1・2学年の学年委員が兼任する事とし、選挙管理副委員長は1・2学年の専門委員の中より選出する事とする。

第3条 選挙管理委員会は、PTA四役役員・選挙管理委員長選挙後に反省会をもち、3月31日をもって解散する。

第4条 PTA四役役員・選挙管理委員長選挙に伴う諸条件の取り決めについて

第1項 選挙、被選挙権とも対象者は、シンガポール日本人学校中学部1・2学年の会員とする。

第2項 選挙管理委員会は、PTA四役・選挙管理委員長の各ポスト別に立候補者を募ることとする。

第3項 立候補者が出た場合、選挙管理委員会はその立候補者の信任を問う。

対象者の信任に異議のある方は申し出てもらい、会員の過半数の信任をもって当選とする。

立候補者が同じポストで2名以上出た場合、話し合いで1人に絞る。

第4項 立候補者がいなかったり、あっても不信任だった場合は、選挙を行って決めるものとする。

また、信任当選の有無に関わらず選挙は実施するものとする。

第5項 選挙管理委員会は、選挙用の調査用紙を作成し会員に配布するものとする。

第6項 第5項の調査用紙に従い下記免除規定にて審査し、候補者名簿を作成し、各会員に配布するものとする。日本人以外の会員は、日本語での参加が可能か確認する。

免除規定 以下の者はPTA四役・選挙管理委員長を免除されるものとする。但し、PTA四役・選挙管理委員長以外（学年委員、専門委員、バス委員等）の免除対象とはならない。

(1) 次年度において、未就学年齢児を持つ者・日本人学校中学部3年生を持つ者は、免除されるものとする。

(2) シンガポール日本人学校小、中学部のいずれかに於いて既にPTA四役（会長、副会長、書記、会計）、バス委員長を経験したる者は永久免除されるものとする。

(3) 本帰国および他地への転勤等の場合は会社等の正式辞令がある者のみ免除されるが、都合により仮辞令等も免除されるものとする。

(4) シンガポール日本人学校教員関係者は免除されるものとする。

(5) エンプロイメントパスを所持して就労している者は、免除されるものとする。また、PR（永住権）か、もしくは現地国籍を持ってフルタイムで就労している者も免除されるものとする。

ディペンデントパスでフルタイムで就労している者も免除されるものとする。

(6) 妊娠している方、病氣療養中の方は、医師の診断書の提出をもって免除されるものとする。但し、病氣療養中とは役員の職務遂行が不可能だと思われる病氣の療養をしている方に限る。

(7) 四役役員の任期は一年であるが、任期中に補充された後任の役員の任期は前任者の残任期間とし、任期一年に満たない後任者も役員経験したる者と認める。

第5条 選挙方法について

第1項 選挙人は中学部1・2学年のPTA会員とし、無記名投票とする。

第2項 第4条第6項の候補者名簿により、各会員は第1学年4名を連記し、選出するものとする。

第6条 選挙開票について

第1項 選挙管理委員会により、立会人（現PTA四役4名、教頭先生）同席をもって開票するものとする。

第2項 開票結果は得票数の多い者から順に20位までを公表する。公表された者は、上位から順に、信任当選により決定している四役・選挙管理委員長以外の四役・選挙管理委員長内定者となる。但し、選挙で選出された四役・選挙管理委員長内定者については、最終決定の公表時まで役職名は公表しない。また、四役・選挙管理委員長内定者は、いかなる委員をも引き受けてはならない。それ以外の公表された者は、小学部PTA四役、小・中学部バス委員長のみ立候補を認め、当選により生じた空席は、第21位以下の上位者より順次繰り上げ、最終決定の公表時まで埋め合わせていくものとする。

第3項 最終決定した時点で、信任された四役・選挙管理委員長、またそれ以外の四役・選挙管理委員長については得票順に、会長・副会長・書記・会計・選挙管理委員長を公表すると同時に、次点者を15位まで補充し公表する。

第7条 選挙に関わるすべてにおいて問題が生じた場合は、現PTA四役および選挙管理委員会に一任するものとする。

第8条 選挙に関する内規の改定は、PTA役員定例会の承認を得るものとする。

平成 5年 5月 29日制定、即日施行

平成19年 3月 6日改定、即日施行

平成 6年 5月 28日改定、即日施行

平成19年 6月 5日改定、即日施行

平成 7年 7月 3日改定、即日施行

平成19年 7月 3日改定、即日施行

平成 7年12月 4日改定、即日施行

平成20年 3月 4日改定、即日施行

平成 8年 7月 1日改定、即日施行

平成21年 7月15日改定、即日施行

平成 8年 9月 6日改定、即日施行

平成22年 2月24日改定、4月施行

平成 9年 1月13日改定、即日施行

平成23年 1月12日改定、4月施行

平成10年 7月 7日改定、即日施行

平成24年 7月12日改定、即日施行

平成11年 9月 8日改定、即日施行

平成25年 6月 6日改定、即日施行

平成11年11月10日改定、即日施行

平成26年11月18日改定、即日施行

平成14年 6月12日改定、即日施行

平成27年11月18日改定、即日施行

平成18年 7月 4日改定、即日施行

平成27年11月18日

P T A役員各位

シンガポール日本人学校中学部
P T A選挙管理委員会

「シンガポール日本人学校中学部P T A四役役員・選挙管理委員長選挙に関する内規」の改定について

欄外記載の理由につき、P T A四役役員・選挙管理委員長選挙に関する内規について、下記のとおり改定を提案します。

記

※太字下線部が変更箇所

	現在の規約	規約改定案
第4条 免除規定 (5)	エンプロイメントパスを所持して就労している者は、免除されるものとする。 また、PR(永住権)か、もしくは現地国籍を持って就労している者も免除されるものとする。	エンプロイメントパスを所持して就労している者は、免除されるものとする。 また、PR(永住権)か、もしくは現地国籍を持ってフルタイムで就労している者も免除されるものとする。 <u>ディペンデントパスでフルタイムで就労している者も免除されるものとする。</u>

【変更理由】

今までフルタイムとパートタイムのはっきりとした明記がなく、必要だと思われる為。

ディペンデントパスでフルタイムで働く方が増えてきているので、必要だと思われる為。

以上